〇環境省告示第五十号

則 行 経 政 済 関 機 平 係 産 業 関 行 成 کے 省 + 政 六 機 関 7 玉 年 土 内 所 が 管 交 閣 所 管 す 通 府 省 す る • 法 総 る • 環 法 令 務 令 12 境 省 係 省 に 係 る 令 法 第 電 務 る 子 行 省 号) 情 政 外 手 報 第 処 務 続 等 理 兀 省 組 条 に 織 第 財 お け に 三 務 ょ 項 る 省 る 情 及 申 てバ 文 報 請 第 部 通 等 七 科 信 12 項 学 \mathcal{O} 関 技 \mathcal{O} 省 規 術 す る 定 \mathcal{O} 厚 告 12 生 利 基 労 示 用 づ 働 に 平 き、 関 省 す 成 • 環 る + 農 六 境 法 林 年 省 水 律 が 産 施 関 月 省 行 環 係 規

平成二十二年十月一日

境

省

告

示

第

+

九

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

| |大臣 | 松本 | **龍**

環

境

生 7 代 で 明 __ 年 は 表 に 第 者 に 月 六 記 当 条 日 \mathcal{O} 載 環 該 さ を 氏 を 境 第 者 名 申 省 確 れ た 請 七 が 認 に 又 等 条 す 係 事 関 は る 資 項 を لح 係 る 行 た 住 格 行 う \emptyset 民 を を 政 者 に 票 確 第 機 当 添 \mathcal{O} 認 に 関 五. 係 لح 写 付 す 該 条 る 者 第 を る L た 求 又 に 住 __ 7 所 \Diamond は \Diamond 係 民 号 票 管 印 に 中 7 る す 1 鑑 添 登 \mathcal{O} 写 第 る る 証 記 付 法 t 明 を 事 L 令 書 条 \mathcal{O} 求 項 で め 証 戸 第 に 籍 第 あ 7 係 明 若 に 0 書 六 1 る 改 7 る で L 項 電 < 各 子 8 Ł あ 号 申 は 情 \mathcal{O} 0 7 登 同 請 報 申 条 等 記 を 処 第 を 請 申 理 簿 等 第 行 請 組 \mathcal{O} 号 を 等 謄 う 織 者 行 を \mathcal{O} 本 条 に 第 次 \mathcal{O} う 行 若 ょ 者 う る 氏 に L 次 名 が 者 < 項 申 第 請 個 は \mathcal{O} \mathcal{O} 六 抄 等 住 人 名 号 号 所 本 12 \mathcal{O} 称 を 場 関 又 1 合 加 性 は か す 所 え 别 12 在 印 6 る る。 告 又 あ 地 鑑 は ま 0 証 示

=

行

政

機

関

等

が

指

定

す

る

地

理

情

報

シ

ス

テ

A

を

使

用

L

て

作

成

L

た

地

理

情

報

を

送

信

す

る

と

さき

法

令

 \mathcal{O}

規 定 に ょ り 添 付 を 求 8 て い る 地 形 図 位 置 図 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 地 図 12 表 示 す べ き 位 置 情 報

第 五. 条 を 第 六 条 لح し、 第 四 条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 条 を 加 え る

第 電 子 五 情 条 報 処 規 理 則 第 組 織 兀 条 を 使 第 用 三 項 L た だ 行 政 L 機 書 関 12 等 規 定 が 識 す る 別 番 行 号 政 及 機 関 び 暗 等 証 が 定 番 号 \Diamond る \mathcal{O} 措 入 力 置 を は、 要 す 同 ることと 条 第 項 L \mathcal{O} 規 定 1 る に 申 ょ 請 n

等 を 行 う 者 が れ 5 \mathcal{O} 番 号 7 を 当 該 申 請 等 を 行 う 者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 か 5 入 力 す る 7 ことと る

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 申 請 等 を 行 う 者 は 申 請 等 を 行 う 者 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 そ \mathcal{O} 他 必 要 な 事 項 を 行 政 機

関 等 が 指 定 す る 方 法 に ょ り 届 け 出 な け れ ば な 5 な 1 た だ Ļ 行 政 機 関 等 カ 5 あ 6 か U \Diamond 当 該 申

等 に 係 る 識 別 番 号 及 び 暗 証 番 号 \mathcal{O} 通 知 を 受 け て 11 る 者 に 0 1 7 は \mathcal{O} 限 り で な 11

す る ŧ \mathcal{O} す る 3

行

政

機

関

等

は

前

項

 \mathcal{O}

届

出

を

受

け

た

لح

き

は

識

別

番

号

及

U

暗

証

番

号

を

当

該

届

出

を

行

0

た

者

に

通

知

請

4 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 通 知 を 受 け た 者 は 第二 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 届 け 出 た 事 項 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 政 機 関 等 が 指

す 定 る す لح る き 事 は 項 12 変 遅 滞 更 な が あ 0 そ た と \mathcal{O} 旨 き、 を 行 暗 政 証 機 番 関 号 等 を 変 が 指 更 定 す ると す る き 方 法 又 に は ょ 識 1) 別 届 番 け 号 出 及 な 75 け 暗 ħ 証 ば 番 な 号 5 \mathcal{O} な 使 用 1 を 廃 止

5 行 政 機 関 等 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 暗 証 番 号 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 届 出 を受け たと き は 新 た な 暗 証 番 号 を 当 該

届 出 を 行 た 者 に 通 知 す る

0

ŧ

 \mathcal{O}

す

る

附 則

(施行期日)

第 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 告示 は、 平成二 十三 年 兀 月 _ 日 か 5 施 行 す る。 ただ し、 第 兀 条 \mathcal{O} 次 に __ 条 を 加 え る 改 正

規定は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二 技 術 条 \mathcal{O} ک 利 用 \mathcal{O} 告 に 関 示 す \mathcal{O} る 施 法 行 律 \mathcal{O} 施 日 行 前 規 に 則 関 第 係 兀 行 条 政 第 機 関 ___ 項 が 所 \mathcal{O} 規 管 定 す る に ょ 法 り 令 行 12 係 わ れ る た 行 申 政 請 手 等 続 等 に 12 9 1 お 7 け は る 情 報 \mathcal{O} 通 告 信 示 \mathcal{O}

す る告示 第五 条 及 び 第六 条 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

関

に

ょ

る

改

正

後

 \mathcal{O}

環

境

省

が

関

係

行

政

機

関

と

L

7

所管

す

る法

令

に

係

る

電

子

情

報

処

理

組

織

に

ょ

る

申

. 請

等

に